



こんにちは 県議会議員・日本共産党 藤井かつひこ (克彦) です



日本共産党議員控室 TEL 045-210-7882

(神奈川県庁新庁舎 7階) FAX 045-210-8932

自宅：相模原市南区旭町 15-36-407

TEL・FAX 042-748-6388

携帯 090-2470-8471 Eメール yfe18113@nifty.com

◇相談事やご意見ご要望などお気軽にお寄せ下さい

2018年度は建設・企業常任委員会、予算委員会に所属

5月15日(火)から5月24日(木)まで県議会5月臨時会が開催され、議長、副議長選挙が行われるなど、新年度の議会構成が決まり、常任委員会など各種委員会への議員配置も決まりました。

藤井かつひこ は前年度に引き続き、**建設・企業常任委員会**に所属。また**予算委員会**に入り理事をつとめます。

各常任委員会への日本共産党県議団の配置

総務政策	——
防災警察	——
国際文化観光・スポーツ	加藤なを子 (藤沢市)
環境農政	井坂新哉 (横須賀市)
厚生	木佐木忠晶 (横浜市鶴見区)
産業労働	大山奈々子 (横浜市港北区)
建設・企業	藤井克彦 (相模原市南区)
文教	君嶋ちか子 (川崎市中原区)

「総務政策」「防災警察」 日本共産党県議団の空白委員会克服を

常任委員会の委員の任期は1年で、各議員は4年の任期のなかで異なる委員会を経験することができます。しかし日本共産党県議団(6人)は、8つある常任委員会のなかで、「**総務政策**(財政・企画・税などを所管)」「**防災警察**(警察・基地対策などを所管)」の2つの委員会には、**4年連続で入ることができませんでした。**

県政全体を把握するために、また重要課題である基地問題の解決に取り組むうえでも、**常任委員会の空白克服**は重要です。

すべての常任委員会に所属できる**8人以上の強力な日本共産党県議団の実現**を展望しながら、引き続き県民の願い実現へ力を尽くします。

“差額ベッド料 大部屋が満室の時は支払わなくていい”

厚生労働省は2018年度の診療報酬改定に伴い、差額ベッド料の新通知を出しました。このなかで、「**大部屋がいっぱい**」という理由では**差額ベッド料を請求できない**ことを初めて明記しました。『しんぶん赤旗 日曜版』5月20日号が報じました。

厚労省は「厚労省に送られてきた意見を踏まえて明確化した」と説明しています。

藤井かつひこ は2017年2月10日、日本共産党・畑野君枝衆院議員の立ち会いで、

厚労省保険局医療課の担当官に面談し、大部屋満室時の差額ベッド料徴収の不当性を訴えました。担当官は「患者の自由な選択によるものではない」との認識を示し、「診療報酬改定のなかで検討したい」と述べました。

その後2017年12月11日の日本共産党国政予算交渉の場でも改善を強く求めました。

この新通知の周知徹底が重要であり、神奈川県にも積極的な対応を求めています。

車いす単身者向け県営住宅 当選者が入居を辞退した事情とは

5月25日（金）、厚木市及川にある県営及川団地の車いす単身者向け住戸を視察しました。

これは、車いすで生活をされているXさんから、「車いすを利用する単身者向け」として募集に出されていた県営住宅に応募して当選し、入居にむけて遠方まで戸籍謄本を取りに行ったりして手続きを進めてきた。

ところが入居前の内覧会で下見に行ってみたら、生活できない状況であることがわかり、入居を辞退した。県に抗議したい」という声が寄せられたことを受けたものです。

Xさんが強く訴えたのは、①4畳半の和室への出入り口の段差が40cm ②風呂場に40cmの段差 ③トイレにウォシュレットが付けられない の3点でした。

（１） 4畳半の和室への出入り口の段差が40cm

出入り口の段差は、車いすから下りて腰掛けることができるよう、あえて段差を40cm設けたとのこと。

和室の中にある押し入れの上方の段には、車いすを下りてしまうと手が届きません。これは、もともとは同居する家族が介助者として前提にされていたとのことで、単身者には向かないことは明らかです。



（２） 風呂場に40cmの段差

風呂場の段差も和室と同様に、車いすから移動しやすいようにあえて40cmの段差を設けたもの。浴槽は埋め込み式で、当時の標準だったとのこと。

上に上がってみると、さらに小さな段差もありました。



（３） トイレにウォシュレットを付けられない



Xさんは「自分にとってウォシュレットを付けられることは最低限の条件」と訴えました。県によると、改修は可能だが10万円以上かかるとのこと。

Xさんの入居辞退を受けて県は、「建築（1973年）当時の基準では車いす用だったが、今のバリアフリーの基準にはそぐわなくなっている。Xさんにはお詫びする」「今後、改めて車いす用に整備し直すことはむずかしい」「一般用の住宅として扱うことも検討したい」「身体障がい者向け住宅の募集にあたっては、『募集のしおり』にいていない説明を書くようにするなど、情報提供を充実させたい」などとしています。

Xさんは「今後の改善に生かしてほしい」と語っています。

前号（18号）の裏面「民泊を県独自に規制」の記事中、「学校等の周囲100km以内」は誤りで、正しくは「学校等の周囲100m以内」でした。おわびして訂正致します。